

一千七百九十二円の不用額となっております。これにつきましてもやはり第三浄水場の拡張事業のうち東京都へ引き継いだ分がここに未執行という形で出ておるわけでございます。企業債償還金につきましては予算どおりほぼ一〇〇％に近い額でございます。

次に損益計算について御説明申し上げます。営業収益におきまして一億九千二百四十六万二千四百八十円、営業費用におきまして一億八千二百五十七万四百九十六円、営業利益といたしましては九百八十九万一千九百八十四円でございます。営業外収益におきましては一千六十八万五千三百五十六円、当年度総利益二千五十七万七千三百四十円でございます。営業外費用におきまして五千二百二十二万三千三百十一円となっております関係で、当年度純損失は三千六百六十四万五千九百七十一円で、これが営業収益それから営業外収益に對しましての不足額ということで赤字分として出てきたわけでございますが、これは単年度の収益的費用の分でございいます。

次に四十九年度の剰余金計算書につきまして御説明申し上げます。これも先ほど出ましたのと同じように十ヶ月の決算でやっております関係で、減債積立金当年度末残高六百八十万円、建設改良積立金におきましては三千二百五十八万九千七百九円、積立金合計といたしまして三千九百三十八万九千七百九円でございます。未処分利益剰余金

におきまして、前年度の未処分利益剰余金が一千六百五十七万七千六百六十四円ありまして、そのうち前年度において積み立てた分が百三十五万五千元あります。そのような関係で繰越利益剰余金は一千五百二十二万七千六百六十四円となっております。それでさらに当年度の純損失三千六百六十四万五千九百七十一円を差し引きますと、当年度未処理欠損金は一千六百四十二万八千八百七円となるわけでございます。資本剰余金の部につきましては受贈財産評価額三千九百九十三万一千八百九十四円、当年度においては三千八百八十七万六千五百五十四円もふえておりますが、これは区画整理事業で施行した分の一部を受贈した分と、さらに住宅公園等の中で量水器の設置分というようなもの、あるいはさらに長年受贈しておいた水道管の未整理の分をございまして、すべて統合のときに処理した関係で、このように当年度の発生高がふえているわけでございます。工事負担金につきましては一億四千七十七万三千九百九十九円が当年度末残高でございます。その中身といたしまして、当年度の発生分といたしましては基地給水工事分の負担金九千七十四万四千円、そのほか一般会計の消火栓の設置費等というようなものの発生でございます。補助金につきましては二千三百五十二万九千九百九十円が前年度と同額でございます。したがって繰越資本剰余金につきましては合計いたしますと二億四百七十七万四千三百三円になるわけでございます。

次に欠損金処理計算につきまして御説明申し上げます。当年度欠損処理額は先ほどの剰余金の計算書の一番末のほうにありますように一千六百四十二万八千八百七円でこれを建設改良積立金に充当しようとするものでございます。それで翌年度すなわち五十年度においては繰越金ゼロということとで処理しようということとでございます。

次に貸借対照表について御説明申し上げます。これは五十年一月三十一日未でございす。固定資産の有形固定資産合計十億四千五百五十万一千六百円になるわけでございます。

無形固定資産合計は十一万七千二百二十五円。固定資産の合計いたしますと十億四千五百六十一万二千三百二十五円となるわけでございます。次に流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品等をあわせまして流動資産の合計が一億九千四百三十三万三千五百九十四円で、資産合計いたしますと十二億三千六百四万五千九百十九円になります。負債につきましては未払費用二千五百八十八万二千二百四十七円でございます。資本

金につきましては企業債八億八千二百三十八万二千六百三十五円と自己資本金とあわせまして九億八千三百一十八万六千六百六十七円となるわけでございます。剰余金につきましては、資本金の合計が二億四千四百七十四万三千三百円、さらに利益剰余金、当年度純損失等差し引きしました先ほどの一千六百四十二万八千八百七円で、利益剰余金の合計といたしまして



二千二百九十七万九百二円で、負債合計等一切で十二億三千六百四万五千九百十九円となるわけでございます。実質的にはこの表に基づいたもので一月三十一日未をもって

終結し、二月一日から東京都にこの資産負債等一切引き継いだわけでございます。

以上わかりにくい説明で恐縮でございましたが、説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

引き続きまして、監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 大野行夫君登壇)

○監査委員(大野行夫君)

ただいま議題となっております。昭和四十九年度福生市水道

事業会計の決算監査の報告をいたします。

この監査につきましては、審査の手続きには市長から提出されました決算報告書、財務諸表等が適法な手続きにより調整され、水道事業の経営成績及び財政状態を、適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合を行ったほか、必要と認める審査を実施したのでございます。

決算諸表につきましては、審査に付された決算諸表は、関係法規に準拠し調整されており、水道事業の経営成績及び財政状態を、適正に表示しているものと認められたわけでございます。



その経営状況におきましては、三千百万余の純損失という数字が出ておりまして、この損失の原因は総収益の増加に比べ、インフレによって諸物価の騰貴や人件費などの増加により、総費用の増加が上回ったものでございまして、ここ二、三年の経済情勢の急変の中で次第に経営状態の悪化してきたものでございまして、

本決算は先ほども所長のほうから報告がございましたように、十カ月間の決算でありまして、供給単価、給水原価を算出して前年度との比較をしてみた表も下段に記載されております。

なお、本福生市の水道事業は昭和二十七年十二月に事業認可されて以来、二十二年間にわたり市民の日常生活に欠くことのできないサービスを提供する公益事業として運営されてきたものでございます。このたび東京都の公益水道行政の二環として昭和五十年一月三十一日で福生市の経営する水道事業を廃止し、二月一日から東京都の経営する水道事業に統合されるものでございます。これに伴いまして、財産の引き継ぎについては財産引継書兼財産管理委託書により行われました。又、今後の福生市水道事業は経営主体は都に移管されておりますが、給配水につきましては従来と変わりなく運営されることになっており、市民の給水需要に対処するよう円滑な運営がなされるよう

期待するものでございます。

以上結びといたしまして監査の結果の御報告といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(林田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百八号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま林田治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第百八号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十八議案第百九号中央幹線支線排水路新設工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第百九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は中央幹線支線排水路新設工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事区間は、岩田議員さんの前の道路のガソリンスタンドのところから五十番までの間の基地排水でございまして、延長は二百三十八メートル、管の直径一千五百ミリということで、工事を施行するわけでございます。 本工事の契約につきましては、別

添「資料」のとおり、八社をもって指名競争入札をいたしましたところ、四千五百万円をもちまして、大日本土木株式会社東京支店に落札をしたものでございます。 工期につきましては、契約確定の日から昭和五十一年二月二十八日までとなっております。

以上簡単でございしますが、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(林田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま林田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり同意されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり

決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。 よって議案第百九号は原案どおり同意されました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第十九議案第百十号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設課長 黒田 登君登壇）

○建設課長（黒田 登君） 御指名をいただきまして、議案第百十号市道路線の認定について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

この路線は第二小学校と創価学会福生会館の中間にありまして、市道一六七号線に接するところを起点とし、市道一四六号線に接したところを終点とした幅員は四メートル、延長八十三メートルの私道であります。本線の部分を熊川の島田政男氏、同じく熊川の野島栄蔵氏、それからすみ切り三カ所でございますが、その部

分を今井梅井氏と新井 隆氏、高橋 操氏の以上五名により寄付されたものでございます。この地区は住宅地でございまして、多くの市民の生活道路として現在利用されておりますが、最近生活道路の整備の声も高まって、私どもにおきましては寄付受けにおきまして環境の整備を図っていきたいと考えまして、このたび道路法第八条の規定に基づきまして、市道二八二号線として認定しようとするものでございます。

慎重御審議の上、原案御可決くださるようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（貫井喜代次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○五番（林田治男君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま木村治男君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は建設

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二十議案第百十一号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 黒田 登君登壇)

○建設課長(黒田 登君) 御指名によりまして、議案第百十一号市道路線の廃止について、内容を御説明申し上げます。まず市道五八号線でありまして、この路線は拝島自動車教習所の敷地内



にありまして、幅員は一八メートル、延長五十一メートルのものであります。

市道一九五号線は、熊川地区の玉川上水にかつております山王橋の南東に当たりまして、現在畑の中にございまして道路で、幅員一八メートル、延長は三十五メートルであります。

市道二六六号線は、熊川の南会館の付近にありまして、延長四十二・九メートル、幅員二・四メートルでございまして、

最後の市道二七〇号線でありますが、この路線は熊川の千手院の反対側にありまして、幅員二・七メートル、延長四十三メートルでございまして、

以上の四路線とも道路敷地はすべて建設省所管の公共用財産でありまして、道路法に基づいて当市が無償で貸し付けられているものであります。現在はいく一般交通の用に供されておりますので、このたび道路法第十條第一項の規定に基づき廃止しようとするものであります。なお廃止後は法的手続きを経て、国から市へ無償剩余され、市有財産となるものでございまして、

慎重御審議をいただきまして、原案御決定くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) 一九五号線ですが、これは住民から三角区になっている土地を子供の遊び場にといい声もあったように聞いているが、そういうものとの関連で一つにこれが実施されたのか。

○建設課長(黒田 登君) 道路の廃止の御提案を申し上げましたが、これは一応道路法上に基づく一般交通に利用されておりませんので、今回そういう目的でなく道路整理の一環として廃止しようとするものでございます。

○十番(指田保雄君) 一般の用に供されなくなったから廃止するということと結構なんです。が、どういう理由で自動車学校の敷地の中に道路があったのか、その辺のところを説明願いたい。

○建設課長(黒田 登君) お答え申し上げます。お答え申し上げます。多分に道路管理上に問題があったかと思いますが、議会側からもいろいろと御援助をいただきまして建設課の中に市道整理という係を設けたのでございます。したがいましてその係をフルに利用いたしまして、この種の道路については積極的に整備

していくということで、今回も御提案申し上げたわけでございます。

○十番(指田保雄君) 道路として認定されていてそれを一企業が占用していたということに対して、いままで占用料を取ったことがあるのか。又そういう道路を占用している場所があるのか。ある場合には取るのか取らないのか。

○建設課長(黒田 登君) 拝島教習所の中にある道路につきましては拝島教習所だけの使用であつたと思います。他に使用する者はなかったと思います。しかしながら道路の占用は市としては認めておりません。したがって占用料も徴収しておりません。現在ほかに道路の占用許可を与えているところは一つもございません。

○一番(原 敏子君) その関連質問です。道路を廃止してこの道路部分をそういうところに払い下げするのか。

○建設課長(黒田 登君) 廃止の御議決をいただきましてから廃道の告示をいたします。その期間が約四カ月で、過ぎましたら国に廃道敷の譲与申請を行います。その期間が四カ月で、約九カ月くらいたちますと国から市へ無償に譲与されるわけでございます。その後市有財産となるわけでございますが、その後の隣接の土地所有者についての払い下げについては庶務課の所管にはなりますけれども、払い下げの価格

等につきましては時価あるいは固定資産評価額等を検討しまして、適正な価格で払い下げすることになると思ひます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(林田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十一号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま林田治男君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十一号は建設委員会に付託いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 二時五分まで休憩いたします。

午後一時五十分 休憩

午後二時八分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合上、日程第二十一から日程第二十三までの三案を一括して上程いたします。

日程第二十一議案第百十二号 武蔵野幹線排水路新設工事(第一工区)その三請

負契約

日程第二十二議案第百十三号 武蔵野幹線排水路新設工事(第二工区)その三請

負契約

日程第二十三議案第百十四号 武蔵野幹線排水路新設工事(第三工区)その三請

負契約

以上三案を一括して議題といたします。

本三案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、議案第百十二号、議案第百十三号及び議案第百十四号につき提案理由の説明を申し上げます。

本案は武蔵野幹線排水路新設工事第一工区、第二工区及び第三工区の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の議決を経ようとするものでございます。

武蔵野幹線排水路工事の内容につきましては、去る八月二十日の全員協議会において詳細に御説明を申し上げてございますが、この全工事量は総延長一千二百二十三メートル、総工事費三十二億二千七百六十九万円をもって施行してまいりましたが、現在までに二回の契約を経まして、その契約の総額は二十億五千八百八十九万円で、今回の三つの契約あわせると十億六千八百八十九万円でございます。この工事請負契約をもってこの工事は終了する次第でございます。

この工事につきましては、第一工区、第二工区、第三工区と三つに分けまして、第一工区につきましては小田急建設株式会社、第二工区につきましては西武建設株式会社、第三工区につきましては飛島建設株式会社がそれぞれ請け負って、工事を施行してまいりました。今回の契約につきましてもその工事との関連上、随意契約をもち



まして、それぞれの会社と契約した次第でございます。第一工区につきましてはその契約金額三億三千七百七十万円、工期が契約確定の日から五十二年三月三十一日までということで、小田急建設株式会社と随意契約をいたしております。第二工区につきましては契約の金額四億一千六十万円で、工期は同様でございます。五十二年三月三十一日までで、西武建設株式会社と随意契約をもって契約をいたしております。第三工区につきましては契約の金額三億二千九百五十万円をもって飛島建設株式会社東京支店と契約をいたしております。工期につきましては前と同様でございます。

以上簡単でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本三案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(木田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第百十二号、議案第百十三号及び議案第百十四号の三案については、委員会付託及び討論を省略し原案とおり同意されん

ことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま木村田治男君から所定の賛成者を得て、本三案は委員会付託及び討論を省略し原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百十二号、議案第百十三号、議案第百十四号の三案はそれぞれ原案どおり同意されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第二十四請願第三号第七小学校区内に学童保育所設置に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(貫井喜代次君)

朗読を終わりました。

紹介議員松山 清君から本趣旨の説明を求めます。

(二番松山 清君登壇)

○二番(松山 清君)

請願第三号第七小学校区内に学童保育所設置に関する請願書に対し、紹介議員を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

御承知のように学童保育所は共働き家庭など保護者が日中不在になる家庭の子を放課後に集めて保育することによって始められました。当市におきましては、現在までに四カ所設置をされ、それぞれ関係する父母から大変喜ばれております。学童保育所で一年生から三年生までの子供が一緒になって遊ぶ姿は、現在地域において薄れてきております子供が集団で遊ぶことの楽しさを再び取り戻していくことになると思います。現在七小から五小学童保育所までランドセルを背負ったまま自分の家の前を通り過ぎ、三十分の道のりを歩いていかなければなりません。子供たちが伸び伸びと遊び活動できますよう、又婦人が安心して働けるように、一日も早く七小学区に学童保育所を設置されますよう、議員の皆さんの御理解をいただき、本請願が採択されますことをお願いいたします。簡単ではありますが、紹介議員を代表しての趣旨説明といたします。